

All About PWC LICENSE

〔特殊小型船舶操縦士〕 水上オートバイ免許ガイド

PWC(水上オートバイ)に乗るのに必要な資格、それが「特殊小型船舶操縦士」の免許です。本誌は、同免許の取得を目指す人のためのガイドブック。免許の概要、取得方法から試験内容まで、PWCライセンスに関わるすべてを解説します。



水上オートバイ免許の 基礎知識

Part 1

ボート免許の概要

水上オートバイを操縦するには「特殊小型船舶操縦士」の免許が必要です。
水上オートバイも「小型船舶」のひとつであり、法的にはモーターボートなどと同じ扱いになります。
モーターボートを操縦するには「一級小型船舶操縦士」あるいは「二級小型船舶操縦士」という別の資格が必要ですが、国家資格としては同じカテゴリーのものであり、これらの資格は総じて「ボート免許」と呼ばれています。
PART1では、水上オートバイ免許を含むボート免許全般の概要について説明しましょう。

ボート免許が必要な船

ボート免許は、エンジンを搭載した小型船舶（総トン数20トン未満の船）を操縦するのに必要な資格です。モーターボートや水上オートバイ、あるいはエンジン付きのクルーザーヨットを操縦するにはボート免許が必要となります。手漕ぎボート、セール（帆）だけで走るデインギーヨット、カヌーやシーカヤックなど、エンジンを持たない船を動かすには免許は不要です。

陸上の乗り物でいえば、自動車やバイクなどエンジン付きの乗り物の運転に免許が必要で、人力で動かす自転車には不要、といったことと同じです。

ボート免許が必要な船



※長さ（全長×0.9）3メートル未満で、エンジン出力1.5kW未満の船は免許不要

ボート免許が不要な船



ボート免許の種類

ボート免許には「一級」「二級」「特殊」の3種類があり、それぞれの免許の内容(資格)は次のとおりです。

■ 一級小型船舶操縦士

総トン数20トン未満の船舶(水上オートバイを除く)で、すべての海域を航行できる操縦免許

■ 二級小型船舶操縦士

総トン数20トン未満の船舶(水上オートバイを除く)で、平水区域と海岸から5海里(約9km)以内の海域を航行できる操縦免許。ただし、18歳未満は総トン数5トン未満の船舶に限定される(若年者5トン限定)。また、航行区域を湖川等、総トン数を5トン未満、エンジン出力を15kW(約20馬力)未満に限定する免許(湖川小出力限定)もある

■ 各免許で操縦できる船と航行区域



【水上オートバイの航行区域】

特殊免許は航行区域が決まられていません。これは、水上オートバイという船そのものの航行区域が法律で規定されているからで、基本的には「海岸や湖岸から2海里(約3.7km)以内の水域」です。

■ 特殊小型船舶操縦士

水上オートバイ専用の操縦免許

一級と二級は「海岸から5海里」という航行区域で区切られ、5海里を超えて航行できる一級を外洋免許、5海里までの二級を沿岸免許と位置づけています。

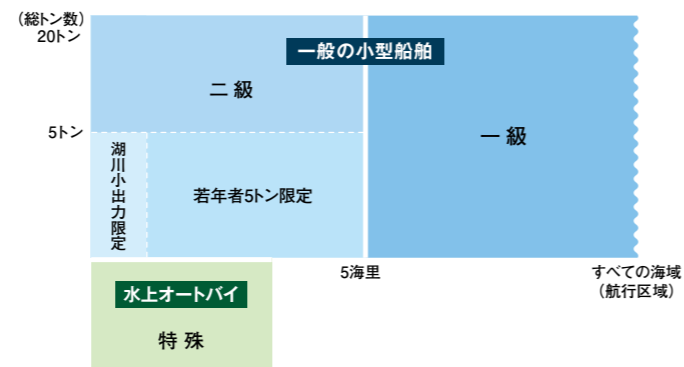
■ 一級、二級免許で乗れるボートの例



■ ボート免許の種類

ボート・ヨット用免許	一級小型船舶操縦士(外洋免許) 二級小型船舶操縦士(沿岸免許)
水上オートバイ用免許	特殊小型船舶操縦士

■ ボート免許の資格区分



一級免許を持っていれば5海里を超えて航行することができ、もちろん5海里以内の水面を走ることもできます。ただし、一級、二級の免許では水上オートバイに乗ることはできません。水上オートバイを操縦するには、別に特殊免許を取得する必要があります。

■ 特殊免許で乗れる水上オートバイの例



法律で定められた「水上オートバイ」(特殊小型船舶)とは、次の要件を満たしているものです。

- ①長さ4メートル未満かつ幅1.6メートル未満であること
- ②定員が2名以上のものにあつては、操縦位置と同乗者を乗せる着座位置が直列であること
- ③操縦装置がハンドル方式で、操縦に身体のバランスを用いるものであること
- ④推進機関がウォータージェット式のものであること
- ⑤操縦者が船外に転落した際、推進機関が自動的に停止するなど、艇が転落した操縦者から大きく離れないような機能を有すること

■ 二級の「湖川小出力限定」免許で乗れるボートの例



新設された 水上オートバイ免許

2003年6月に、ボート免許制度が大幅に改正されました。この改正によって免許の種類(資格区分)が再編され、前ページのように分類されたのです。

制度改正の前は、水上オートバイの専用資格はありませんでした。旧制度では1級~5級の5つの資格に分かれていたのですが、湖川小馬力限定免許を除いて、どの資格でも水上オートバイに乗ることができました。一方、国家試験(実技)や免許スクール等での実技講習は、すべてモーターボートで行われていました。

しかし、操縦方法・運動特性がモーターボートと異なることや、水上オートバイの事故が多発していたことから、水上オートバイの特性に応じた教育が必要であると結論が下され、専用免許が設けられることになったわけです。

前述したように、一級や二級の免許では水上オートバイを操縦できないし、逆に、特殊免許ではモーターボート等の他の小型船舶を操縦できません。水上オートバイ専用免許が新設された経緯を知れば、なぜそうなのかは理解できるはずです。

また、水上オートバイの場合は、免許所有者自らが操縦しなければなりません。当たり前と思うかもしれませんが、モーターボートなどでは、無免許の人間がハンドルを握っても、免許所有者が船長として同乗していれば違反ではないのです(港内や航路など交通のふくそうする水域を除く)。

旧制度では、水上オートバイでも、免許所有者が同乗していれば、無免許の人間が操縦することができました。しかし、無免許者がハンドルを握っていて事故を起こす例が少なくなかったため、水上オートバイに関しては免許所有者の自己操縦が義務づけられたのです。



水上オートバイは免許所有者が操縦しなければならない(同乗者は免許不要)